

学則（変更区分）の新旧対照表

新学則	旧学則
<p>(目的) 第1条の2 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展とに貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。 <u>2 学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的については、別に定める。</u></p> <p><u>附則</u> この学則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的) 第1条の2 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展とに貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>